

**令和 8 年度 福島県水産高等学校練習船職員
採用選考試験実施要項**

福島県教育委員会

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	採用予定数	職務内容
操機員	2 名程度	福島県水産高等学校練習船「福島丸」の洋上航海において、主に機関業務に従事します。 ※ 練習船「福島丸」の年間洋上航海日数は約 190 日です。

2 採用予定年月日

令和 9 年 4 月 1 日（予定）

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

試験区分	年 齢 ・ 資 格 等
操機員	昭和 46 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者であって、 ① 乗船履歴が 3 か月以上の者 若しくは ② 高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 6 条第 2 項第 4 号に規定する水産に関する学科を卒業し、乗船履歴が 1 か月以上の者

(2) 前記 (1) にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）第 2 条第 8 項に定める特定性犯罪事実該当者

4 試験日時、試験会場及び合否通知

試 験 日 時	試 験 会 場	合格者発表日
令和 8 年 11 月 30 日（月） 受 付 10:30 ～ 10:45 作文試験 11:00 ～ 12:00 適性検査 13:00 ～ 14:40 口述試験 15:00 ～	福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県庁西庁舎 4 階 教育総務課分室 1 他	令和 8 年 12 月 18 日（金）

応募人数の状況により、試験会場又は試験の日程等を変更する場合があります。変更がある場合は、受験票を送付する際、各受験者へ通知いたします。

合格者発表は、福島県教育委員会のホームページに合格者の受験番号を掲載することにより行うほか、合格者には文書で通知します。

ホームページアドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>

なお、**不合格者に対しては通知しません。**

5 試験の種類、内容及び配点

試験の種類	内 容
作文試験（25 点）	職員として必要な表現力等についての作文試験
適性検査（適 否）	職務遂行上必要な適性についての検査
口述試験（50 点）	人物についての個別面接による試験

※ 適性検査については、適か否かの判定となり、得点化の対象とはなりません。適性検査において否となった場合には、その他の試験の成績にかかわらず不合格となります。

6 出願書類

(1) 練習船職員採用志願書（別紙様式）

(2) 履歴書（別紙様式）

令和8年9月1日以降に撮影した顔写真（縦36mm～40mm、横24mm～30mm、白黒・カラーどちらでも可。裏面に必ず氏名を記載すること。）を貼り付けること。

(3) 受験票（別紙様式）

氏名及び生年月日を記入し、前記（2）の顔写真（縦36mm～40mm、横24mm～30mm、白黒・カラーどちらでも可。裏面に必ず氏名を記載すること。）を貼り付けること。

(4) 面接カード（別紙様式）

(5) 乗船履歴を証明できるもの

①船舶職員養成施設、その他官公署による乗船履歴証明書、又は②船員法施行規則第39条第1項の規定による地方運輸局長の船員手帳記載事項証明書のいずれかの証明書を添付すること。

(6) 最終学校の卒業証明書 ※3 受験資格（1）①に該当する場合は不要

(7) 受験票を送付するための封筒（長形3号）

封筒にあて先を明記するとともに、必ず110円切手を貼り付けること。

※（1）～（4）の様式は、福島県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

7 受付期間及び提出先

(1) 受付期間

令和8年10月2日（金）から令和8年11月20日（金）午後5時まで

※ 郵送の場合は11月20日（金）の消印まで有効。

※ 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

(2) 提出先

**〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎5階
福島県教育庁教育総務課**

提出書類は封筒（角形2号）に入れ、その表に赤で「船員申込み」と書いて、郵送の場合は必ず簡易書留にして送付してください。

※ 簡易書留の受領証は、受験票が届くまで保管しておいてください。

8 給与等

「職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）」等の規定に基づき、給料及び諸手当が支給されます。

(1) 給料月額

令和8年4月1日現在の高校新卒者の初任給の基準は、210,600円となっており、上位の学歴や採用前に職歴を有する場合には、一定の基準により額が加算されます。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、特殊勤務手当（乗船業務手当など）、期末・勤勉手当、超過勤務手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

9 試験結果（成績）の提供

この試験の結果（成績）については、下記のとおり、受験者本人へ閲覧により提供します。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参の上、**受験者本人が直接下記提供場所へおいでください。**

提供内容	提供期間	提供場所
・作文試験の得点 ・口述試験の得点 ・適性検査の適否 ・順位及び合計得点	合格者発表日から1か月間（閉庁日を除く。）	福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎5階 福島県教育庁教育総務課 提供時間（平日のみ） 9:00～12:00 13:00～17:00

10 問合せ先

福島県教育庁教育総務課 電話024（521）7755